

秋ヶ瀬管理所自動車整備業務単価契約

仕 様 書

令和8年4月

独立行政法人水資源機構
利根導水総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する秋ヶ瀬管理所自動車整備業務単価契約に適用する。

第2節 目的

発注者が運用する自動車の車検整備及び12ヶ月点検整備等を実施することを目的とする。

なお、車検・点検整備の際に見つかった不具合箇所の部品交換・修理等のすべてのものを含むものとする。

但し、契約以外の部品の交換・修理等にあたっては、事前に発注者に協議するものとする。

〔車検整備及び12ヶ月点検整備等の内容〕

- ・ 6ヶ月点検整備
- ・ 12ヶ月点検整備
- ・ 車検整備
- ・ オイルエレメント交換
- ・ エンジンオイル交換

第3節 契約期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日

第4節 対象車両

4-1 対象車両一覧

No.	車 両 名	登録番号	種 別	備 考
1	日産セレナ④	所沢502た8276	自家用小型自動車	車検証 1
2	ホンダN-BOX	所沢581あ 13	自家用軽乗用車	車検証 2
3	三菱アウトランダー	所沢800す8568	公共応急作業車	車検証 3
4	三菱デリカ	所沢44み3893	自家用貨物小型自動車	車検証 4

※参考：別紙-1「点検整備一覧表」

4-2 対象車両保管場所

埼玉県志木市下宗岡3-20-12
独立行政法人水資源機構 秋ヶ瀬管理所

第5節 業務内容

- 5-1 車検整備又は定期点検については、別紙-2「発注書」により発注者の指示する内容で実施すること。
- 5-2 車両の運搬等については、受注者の責任において実施すること。
- 5-3 整備の結果見つかった不具合箇所等の部品交換・修理等については、見積書を提出し、発注者と協議するものとする。
また、交換部品の写真を記録し提出すること。

第6節 提出図書

- 6-1 報告関係書類
 - ① 整備記録簿
 - ② 自動車車検証
 - ③ 自動車損害賠償責任保険証

6-2 その他発注者の指示するもの

第7節 その他

- 7-1 6ヶ月点検整備、12ヶ月点検整備及び車検整備については、受注者が車両を点検整備または車検を行う場所へ移動させて行うものとし、整備または車検終了後、車両を発注者のもとへ戻すものとする。
- 7-2 車検については、車検に必要となる法定費用（自賠責保険料、重量税及び印紙代）は含むものとする。
- 7-3 第4節の対象車両については、増減又は変更することがある。この場合には、変更契約の対象とする。
- 7-4 仕様書等に記載のない事項、又は履行に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

以上